



父の代からある設置業者不明の 立て看板を撤去したい場合は？

相談者の気持ち

大きな道路沿いに農地を所有しており、父の代にその土地を貸して立てられた大きな広告看板があります。鉄柱の根元が腐食するなど相当傷んでいるので撤去したいのですが、契約書もなく土地の借り手である設置業者が分かりません。広告主も既に廃業しています。勝手に撤去しても問題ないでしょうか。

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



日本では、自分で権利があると判断しても、その自分だけで権利を実際に実現させてしまうこと(これを自力救済といいます)は許されていません。不便な制度とも思われますが、例えば、自分はAさんから10万円支払ってもらえる権利があると判断してAさんの財布から勝手に10万円を抜き出してしまっただけ、とします。これが社会的に大規模に行われてしまうと仮定すると、社会は大混乱に陥るでしょう。これを防ぐために、自力救済が禁止されているのは、やむを得ないことと思われ

ます。ただ、そのために、本件のような厄介な問題が発生してしまうことはあります。地主が勝手に撤去することは許されないというのが、一応の結論と言わざるを得ません。通常の民事上の問題(本件の看板撤去要請はこれに含まれます)は、請求する側と請求される側が特定されています。そして、この両者の間で交渉して一定の合意をしたり、合意が成立しなければ訴訟をして、その結果としての判決によって結論を出したりします。被告を相手取って、「看板を撤去せよ」という判決を得て、被告に撤去してもらう、それでも任意に撤去してくれない場合は、被告の費用負担で強制的に撤去できます。

ところが、本件のように、請求したい側がい

るのに、誰に請求してよいか分からない(特定していない)場合は、そもそも交渉すらできませんし、訴訟をしようにも誰を相手として訴えを起こせばよいか分かりません。これでは民事訴訟の提起も不可能です。前述したような、撤去に至る法的道筋はない、ということです。

勝手に撤去したとしても、現実問題としては、事業者から後で「私の所有看板なのに、いくら地主とはいえ勝手に撤去したのはけしからん。損害賠償請求をする」といった文句が出る可能性は極めて低いでしょうが、法律問題として相談されると、四角四面に答えざるを得ません。

ただ、「鉄柱の根元が腐食するなど相当傷んでいる」とのことですから、付近住民に何らかの被害が発生する可能性もないではありません。

そこで、自治体に相談してみてもいいでしょうか。自治体は屋外広告物法に基づき、屋外広告物に対して必要な規制を行うことができ、条例を定めている場合もあります。一定の要件を満たす広告物については、都道府県知事等が自ら除去することができ、除去した広告物等を条例で定めることにより売却・廃棄することもできます。付近住民に不測の被害を発生させかねない危険な広告物であれば、お住まいの自治体が条例等に基づき撤去要請をすることや、立て看板の撤去ができるかもしれません。

